

2026年度版  
学生生活の手引き



福岡短期大学

《担当部署》学務課  
TEL 092-922-2497/922-4037

# 目次

ページ

<u>はじめに</u> .....	1
-------------------	---

## 1. 大学の基本情報

キャンパスマップ .....	2
掲示板 .....	3
学生証 .....	3

## 2. 窓口での手続き

履修・学籍・課外活動等に関する諸手続き .....	4
証明書・許可証 .....	5
学割証(学生旅客運賃割引証) .....	5
定期券 .....	6
学納金等納入・延納願 .....	6

## 3. 学内施設利用について

学内 Wi-Fi .....	7
図書館 .....	7
PC 自習室 .....	8
就職情報室(キャリア支援室) .....	8
ロッカー室(更衣室) .....	9
学生ラウンジ .....	9
学生食堂 .....	9
体育館・グラウンド .....	10
保健室 .....	10

## 4. 学生生活支援について

奨学金等制度 .....	11
健康管理 .....	11
感染症について .....	12
学生相談室 .....	13
ハラスメントについて・リラックスルーム .....	14
学生保険 .....	15
学内の整備・保全 .....	15
喫煙について .....	15
学生向けアパート .....	15
部・サークル活動 .....	16
ボランティア .....	16
電話、郵便等の取り次ぎについて .....	16
遺失物、拾得物 .....	16
本学への通学 .....	17
携帯電話(スマートフォン)のマナーとルール .....	18

防犯・防火の心構え .....	18
SNS の利用についての注意事項 .....	19
キャンパス内にいるときに大地震が発生したら .....	19

## 5. 安全生活マニュアル

住居侵入・ひったくり .....	20
乗り物盗難・車上狙い .....	21
カード破産・カード犯罪 .....	21
悪質商法 .....	23
ストーカー・痴漢・性犯罪 .....	26
麻薬・薬物 .....	27
飲酒 .....	28
ストレス .....	28
性感染症 .....	29
交通事故 .....	30
新聞勧誘 .....	31
地域住民とのトラブル .....	31
団体への加入・寄付の強要 .....	31
情報社会の犯罪 .....	32

## 6. 就職・進学支援

就職・進学 .....	34
-------------	----

## 7. その他

九州国立博物館キャンパスメンバーズ .....	35
-------------------------	----

# はじめに

---

この「学生生活の手引き」は、福岡短期大学の学生として、入学してから卒業するまでの間、健康でより豊かな学生生活を送るための指針となるべき事項を集約したものです。

年度初めは必ず熟読し、また不明な点が生じた場合には、この「学生生活の手引き」をよく読み返してください。解決できない場合は、遠慮なく教職員に質問してください。自己流の解釈や伝聞等に頼って思わぬ苦境に追い込まれることのないよう、くれぐれも注意してください。

皆さん一人ひとりが福岡短期大学の学生であることに誇りと希望と責任をもち、有意義な学生生活を送れるよう自分を律し努力を惜しまないでください。

わたしたち福岡短期大学の教職員一同は、

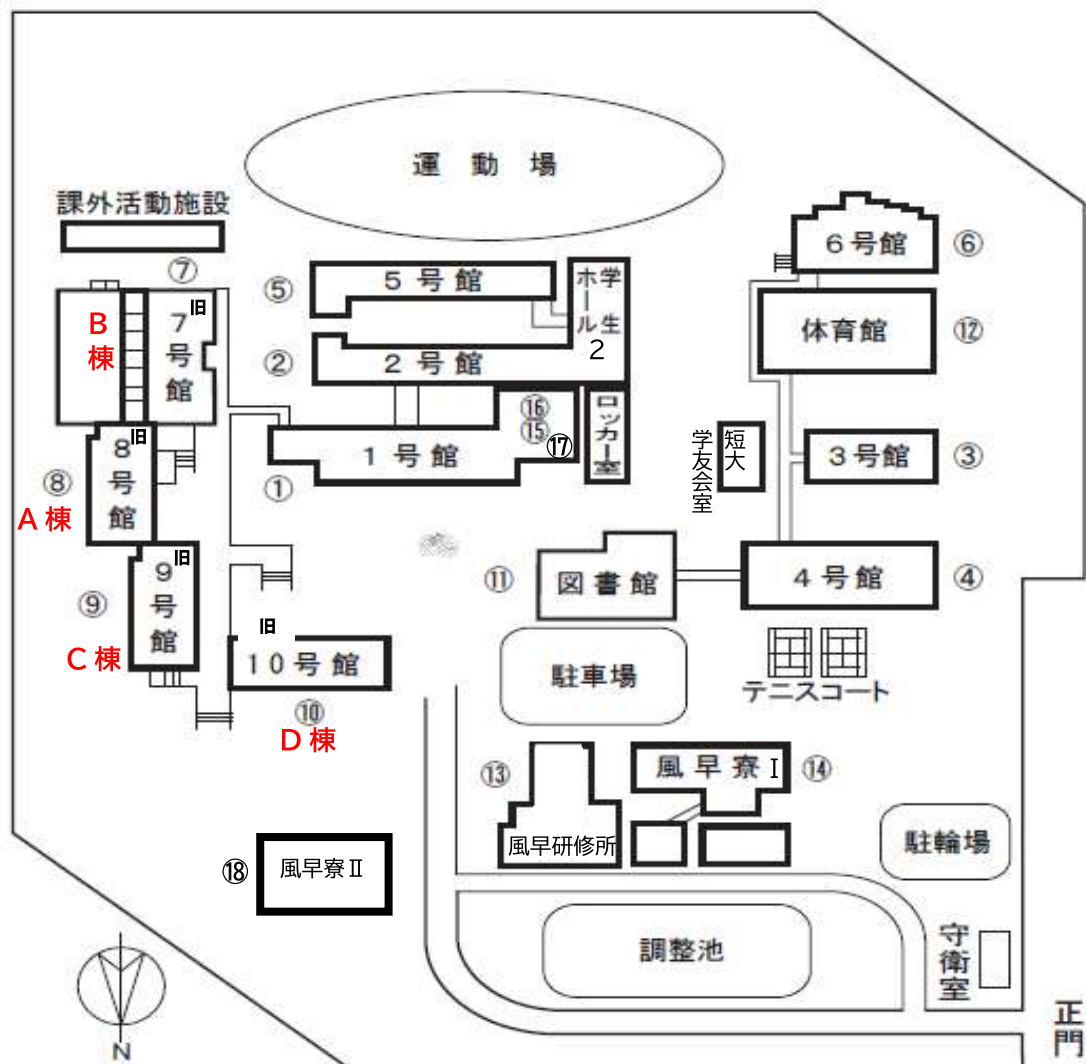
皆さんが充実した素晴らしい学生生活を過ごされることを願っています。

本学では、学生生活における学内メールや学内ポータルの利用や履修登録等には、ID/パスワードが必要です。

IDは学籍番号、パスワードは学生ごとに設定されますので、それぞれ忘れることがないように注意し、他人にID・パスワードが漏れることがないようにしてください。

# 1. 大学の基本情報

## ◆キャンパスマップ



- ① 1号館(短大事務室・講義室・研究室)  
1F…短大学務課・入試広報課・庶務課・会計課  
2F…講義室、研究室  
3F…講義室、研究室(短大文化教養学科)
- ② 2号館(短大健康栄養学科)  
1F～2F…実験室・演習室・実習室等
- ③ 3号館
- ④ 4号館
- ⑤ 5号館(短大子ども学科)  
1F～2F…講義室・演習室・実習室等
- ⑥ 6号館(食堂・大講義室)  
1F…食堂  
2F…大講義室
- ⑦ B棟(音大)(旧:7号館)  
1F…風早ホール・会議室・リスニングルーム  
2F…楽器庫・多目的室(合奏室)  
3F…コンピューター演習室  
4F…教室・メディアスタジオ  
5F…ミュージカル室・ミュージカル練習室
- ⑧ A棟(音大)(旧:8号館)  
1F…音大事務室・学生相談室  
2F…レッスン室・個人練習室  
3F…メディア編集室、スタジオ  
4F～5F…教室・レッスン室・個人練習室
- ⑨ C棟(音大)(旧:9号館)  
1F…役員室  
2～4F…教室  
5F…個人練習室
- ⑩ D棟(音大)(旧:10号館)  
1F…教員控室  
2F～4F…個人研究室・レッスン室
- ⑪ 図書館
- ⑫ 体育館
- ⑬ 風早研修所
- ⑭ 風早寮 I
- ⑮ 学生相談室
- ⑯ 保健室
- ⑰ キャリア支援室
- ⑱ 風早寮 II

## ◆ 掲示板

大学の生活では、学内ポータルサイト、掲示板の持つ役割は極めて大きいと言えます。  
授業に関する事項(履修登録や時間割、試験に関する連絡等)、奨学金のお知らせ等についても学内ポータルに  
掲示しますので、1日1回以上学内ポータルサイト、掲示板を見るよう習慣づけてください。  
また、授業に関するお知らせ(休講や教室変更等)も学内ポータルサイト、掲示板でも配信します。

**1日1回以上学内ポータルサイトを見る習慣は各自の自己責任です。**

**※一度掲示された内容は全学生に周知されたものとして扱います。**

**学内ポータルサイトの見落としにより不利益を被っても、救済措置はありません。**

### 学生による掲示板の利用について

1号館前:1階屋外掲示板

- 手続き方法 掲示を希望する用紙を添付して学務課窓口へ提出し、許可印を受けてください。
- 注意事項
  - ① 掲示期限が過ぎたら、掲示の許可を受けた者が速やかに撤去してください。
  - ② 掲示スペースがない場合は、事務に相談してください。
  - ③ 許可を受けた掲示物でも指定された場所以外に掲示されている場合は撤去します。
  - ④ 掲示申請があっても、商業目的である等、学内掲示の趣旨に添わないものは掲示を許可しない場合があります。

### ボランティア・奨学金掲示板(学内ポータルサイト、1号館1階屋外掲示板)

ボランティア活動や奨学金に関連する案内など、学生生活支援に関わるものは、学内ポータルサイトや1号館1階屋外掲示板にて案内します。詳細については「4.学生生活支援について」を参照して下さい。

## ◆ 学生証

- (1) 学生証は、本学の学生であることを証明する身分証明書ですから、学生は学生証を常時携帯請求があったときは、これを呈示しなければなりません。  
特に定期試験の際は、必ず学生証を呈示することになっています。
- (2) 学生の身分を失ったときは、直ちに学生証を学務課に返納しなければなりません。
- (3) 学生証を紛失したときは、直ちに学務課に届け出て再発行の手続きをとらなければなりません。(学生証の再発行には費用と日数を要します。)

## 2. 窓口での手続き

皆さんが学生生活を送る中で必要な諸手続きは、学生窓口で行います。  
原則業務時間外の手続きは受け付けません。必ず時間内に手続きを行って下さい。

	1号館 1階 学務課
業務時間	平日 8:45 ~ 17:15

※土日、祝祭日のほか年末年始は休業となります。また、臨時に休業する場合は、学生ポータル掲示板にてその都度お知らせします。

### ◆履修・学籍・課外活動等に関する諸手続き

窓口で手続きを行う際には、必ず学生証を提示してから用件を申し出てください。(願・届出は所定の用紙を使用すること。)

区分	事 項	取扱窓口	時 期	摘 要
教務関係	履 修 届	学務課	4月・9月	学務課の指示により提出
	追 試 験 願			
	欠 席 届		そのつど	
身上関係	証 人 変 更 届	学務課	そのつど	要添付書類
	改 姓 ( 名 ) ・ 本 籍 地 変 更 届			要添付書類
	休 学 願			事前にクラスアドバイザー及び学務課に相談すること
	退 学 願			事前にクラスアドバイザー及び学務課に相談すること(学生証を返却)
	住 所 ・ 地 名 変 更 届 ( 本 人 ・ 保 証 人 )			
	通 学 証 明 書			
	学 生 旅 客 運 賃 割 引 証			
	紛 失 ・ 盗 難 ・ 拾 得 物 届			
課外活動関係	サークル団体結成願	学務課	1週間前	
	学内施設使用許可願			
	サークル学外行事参加届			
	講師・コーチ招へい届			4月
	施設備品使用許可願	会計課	3日前	
経済援助関係	学 納 金 延 納 願	学務課	4月 10月	
	奨 学 金 関 係 申 込		指定日	学務課(奨学金担当)に確認してください
	学生教育研究災害傷害保険		//	

## ◆証明書・許可証

証明書・許可証の発行については、以下を参考に手続きを行って下さい。

<証明書発行手続き>

- ①1号館1F「券売機」で取得したい証明書の証紙を購入し、学務課窓口にて「証明書交付申込書」等を記入の上提出してください。
- ②交付申込書提出時に言い渡された交付日以降に、学務課で証明書を受け取ってください。

手続きの内容	提出書類	手数料	交付日(目安)
成績証明書	証明書交付申込書	500円 (英文は1,000円)	翌々日業務日 (2日後の業務日)  (英文は2週間後)
卒業(見込)証明書			
在学証明書			
健康診断書			
調査書	証明書交付申込書 推薦書発行調査書	300円 (英文は1,000円)	約1週間後 (英文は2週間後)
推薦書			
上記以外の証明書	学務課窓口で直接相談	学務課窓口で指示	—

## ◆学割証について(学生旅客運賃割引証)

学割証は、学生の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されています。下記の「使用目的の範囲」を確認の上、学務課窓口にて発行の手続きを行って下さい。

なお、一度に発行できる枚数は最大2枚までです。

### 【使用上の注意事項】

1. 有効期限は発行日から3ヵ月です。3ヵ月を経過したものは使用できません。
2. JRの営業キロで、片道100キロメートルを超える区間を乗車する際に運賃が2割引になります。
3. いったん発行された学割証の記載事項は、抹消・改変できません。
4. 学割証は譲渡できません。また、他人名義の学割証の発行もできません。
5. 学割証使用について不正行為は犯罪です。本人に多額の追徴金が課せられると同時に、  
本学に対する学割証発行停止措置がとられる場合があります。絶対に不正利用しないで下さい。
6. 使用目的の範囲
  - ① 帰省・・・休暇、所用による帰省
  - ② 正課教育・・・正課の教育活動
  - ③ 正課外教育活動・・・学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
  - ④ 就職・受験・・・就職又は進学のための受験等
  - ⑤ 見学・・・学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
  - ⑥ 傷病治療・・・傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
  - ⑦ 保護者旅行随伴・・・保護者の旅行への随伴

## ◆定期券購入

通学定期券は、学生カード記載の現住所の最寄駅から、大学の最寄駅までの区間のみ購入できます。アルバイト等、通学以外の目的のためには購入できません。

交通機関	種別	申込書名称	備考
西鉄	電車	西鉄電車 通学定期券購入申込書(天神大牟田線用)	
	バス	学生(通学)定期券申込書	※1
	のりつぎ	通学定期券申込書	
J R		通学証明書兼通学定期券・SUGOCA 通学定期券購入申込書	
地下鉄		ICカード「はやかけん」・定期券(ちかパス・乗っチャリパス含む)購入申込書	※2
	エコルカード(バス)	エコルカード申込書	※3

※1:エコルカードを購入した方が、金額が安い場合もあります。詳しくは、最寄りの定期券売場に問合せください。

※2:福岡市営地下鉄では、地下鉄全線乗り放題定期券「ちかパス」も発売されています。ちかパスを購入した方が、金額が安い場合もあります。

※3:エコルカードには、対象エリア(3種類)があります。対象エリア外では使用できませんので注意してください。(但し、各市町村で運行するコミュニティバス等は対象外です。)

☆ 通学定期券購入には、大学の証明印が押印された、「申込書」が必要です。希望者は1号館1階【学務課】にて自分が利用する交通機関の申込書を受け取ってください。その際、学生証が必要です。

☆ 毎年4月以降、期限切れ後の定期券の購入、学年(年度)が変わって最初に購入する時は、大学の証明印が押印された各交通機関所定の「定期券購入申込書」が必要です。

## ◆学納金等納入・延納願

### (1) 学納金の納入

授業料、その他の学納金は、前期は4月、後期は10月の本学が指定する期日までに納入することが必要です。

ただし、やむを得ない事情により学納金を指定の期日までに納入できない場合には、学納金納入期限の一週間前までに「学納金延納願」で延納を申請することにより、前期は6月末日、後期は12月末日までの延納が許可されることがあります。

### (2) 学納金未納による除籍

学納金の納入督促を受けても納入されない場合、あるいは学納金延納を許可された学生が延納期限を過ぎても納付しない場合は、前期は9月、後期は2月の教授会の議を経て除籍を決定し、除籍者には除籍予告通知書を送付します。

① 学納金未納により除籍となった場合、前期分は当該年度の9月末日までに、後期分は当該年度の3月末日までに未納金を納入し、所定の手続きを経た場合には単位が認められることがあります。

② 上記①の期限を越えた者で復籍を希望する者については、再入学の取り扱いとします。

### (3) 休学時における学納金

休学願により休学が認められた場合は在籍料として学期ごとに150,000円の納入が必要となります。ただし、その適用を願い出る休学希望者は、前期は4月末日まで、後期は9月末日までに休学願を提出してください。

### (4) 退学時における学納金

退学する日が属する学期の授業料他学納金が納入されていなければ退学は許可されません。

□学納金額は表のとおり

健康栄養学科	入学料	施設資金(年額)	授業料(年額)	教育充実費(年額)
栄養士コース・調理師コース	210,000円	200,000円	600,000円	45,000円

[備考]

1. 学内・学外実習(研修)費等については、後日その実費相当額の納付を要します。
2. 資格取得に関する実費は別途徴収します。(3,800 ~ 30,000円)
3. テキスト・教材費は履修科目によって異なりますが、おおよそ30,000 ~ 50,000円程度です。

# 3. 学内施設利用について

## ◆学内Wi-Fi

### □学内Wi-Fiの利用について

大学構内では、学生と教職員に限り無料でWi-Fiが利用できます。各自のデバイスの「ネットワーク設定」より下記のSSIDを選択し、パスワードを入力の上利用してください。

ネットワーク名(SSID): fjc-wifi-s  
パスワード: Fjc\$2025!



## ◆図書館

開館日時	月曜～土曜日 9:00～17:00 ※但し、各期休暇中や大学行事により変更する場合があります。また、土曜日は休館となることもありますので、最新の開館情報は掲示や図書館ホームページ内の図書館カレンダーにて確認ください。												
休館日	日曜日、祝祭日、お盆の期間、年末年始、蔵書点検期間、入学試験日等 ※臨時に休館となる場合は、事前に図書館ホームページや掲示等でお知らせします。												
館内案内	開架書架(専門書・一般書・参考図書・視聴覚資料・楽譜・雑誌・新聞等)、複写機、学修サポートコーナー、PCコーナー、グループ学習室、視聴覚室、カウンター ・蔵書は図書館ホームページにある『蔵書検索 OPAC』で検索できます。												
閲覧	開架書架(専門書・一般書・参考図書・視聴覚資料・楽譜・雑誌・新聞等)の資料は自由に閲覧できます。視聴覚資料は図書館3階の視聴覚室で視聴することができます。												
貸出	カウンターで手続きを行ってください。貸出希望の資料と学生証を提示してください。 ※禁帯出ラベルが貼られた資料は貸出できません。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>資料区分</td> <td>図書</td> <td>雑誌</td> <td>楽譜・CD</td> </tr> <tr> <td>講義機関</td> <td colspan="3">10点・2週間</td> </tr> <tr> <td>長期休暇中</td> <td colspan="3">別途 HP でお知らせします</td> </tr> </table>	資料区分	図書	雑誌	楽譜・CD	講義機関	10点・2週間			長期休暇中	別途 HP でお知らせします		
資料区分	図書	雑誌	楽譜・CD										
講義機関	10点・2週間												
長期休暇中	別途 HP でお知らせします												
購入希望資料	図書の新規購入を希望する場合は、図書館2階のカウンターへお尋ねください。												
電子ジャーナル・データベース	電子ジャーナル・データベースを利用する際は、著作権法や提供元の利用規約・利用条件等を厳守し、適正な利用を行う必要があります。どの提供元においても、以下のことは禁止されています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓個人利用の範囲を超えた大量のデータをダウンロードすること</li> <li>✓個人の学術研究および教育以外の目的で使用すること</li> <li>✓複製や第三者に再配布すること</li> <li>✓その他著作権法に違反すること</li> </ul> 利用規約等に違反する利用がなされた場合、一個人の違反行為であったとしても、大学全体に対して利用停止等のペナルティが科せられ、本学の学術研究・教育活動に重大な損失を与える可能性があります。												
無断持ち出し	図書館資料の館外への無断持ち出しは禁止です。 悪質と認められた場合、学則53条に定める懲戒処分の対象となります。												
紛失・毀損・汚損	資料を紛失・汚破損した場合は直ちに図書館へ申し出てください。紛失の場合は原則として現物での弁償となります。(延滞がある場合は次項の延滞によるペナルティも合わせて課されます)												
返却	借りた資料は必ず期限内に図書館カウンターで返却してください。 返却期限に遅れた場合には、延滞日数だけ貸出停止のペナルティが課されます。												

コピー機	図書館2階にコピー機を設置しています。必要な資料を、著作権の許す範囲でコピーできます。モノクロ印刷1枚につき10円です。
	<p>【コピー機利用上の注意】</p> <p>図書館での図書館資料の複写(コピー)は、著作権法第31条の規定に基づき、「利用者の調査・研究」を目的とし、著作物の一部分(全体の半分まで)を1人につき1部複製する場合に限り、許可されています。雑誌の最新号、当日の新聞の複写(コピー)はできません。</p> <p>詳しくはカウンターに問い合せください。</p>
禁止事項	<p>図書館内では次の行為を禁止します。</p> <p>守らない場合、退館を命じることがあります。</p> <p>① 飲食(1階学修サポートコーナーに限り可)</p> <p>② 携帯電話の通話やゲーム機の使用、機器の充電</p> <p>③ 荷物による場所取り(放置された荷物は拾得物として処理します)</p> <p>④ 資料の「切り取り・書き込み・撮影」</p> <p>⑤ 学生証や借りている資料の他人への貸与</p> <p>上記のほか、私語等他の利用者の迷惑になる行為</p>
その他 (お願い)	<p>図書館の資料は大学の財産です。丁寧に扱ってください。</p> <p>閲覧席使用後の整理整頓にご協力ください。</p> <p>図書館からのメール受信後は、すぐに電話かメールにて必ず連絡をしてください。</p> <p>図書館内の静寂な環境の維持に努め、お互いにルールとマナーを守り、気持ちよく図書館を利用しましょう。</p>

## ◆PC自習室

	<b>B棟3階(旧:732教室) コンピューター演習室・自習室</b>
利用日時	平日 8:00~21:00 ※利用可能な日時でも、授業や学校行事等により利用できない場合があります。
利用方法	利用申請の必要はありません。※パソコンの使用にはパスワードが必要です。
注意事項	<p>① パソコン、プリンタ使用後はシャットダウンし、電源を切ってください。</p> <p>② 室内の整理整頓を心がけ、マナーを守って使用してください。</p> <p>③ 各人がプリントアウトできる枚数は、1ヶ月100枚までです。</p> <p>④ 共同利用の施設のため、以下のことを禁止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの改変、ソフトウェアのインストール</li> <li>・私的用途および複数部数の印刷</li> <li>・室内での飲食、喫煙</li> <li>・荷物による場所取り(放置された荷物は拾得物として処理します)</li> <li>・その他、他人に迷惑をかける行為</li> </ul> <p><b>特に飲食、及び机上に飲み物や食べ物を置くのはやめて下さい。発見し次第アカウントを停止します。</b></p>

## ◆就職情報室

	<b>1号館(本館)1階 事務室横 キャリア支援室</b>
利用日時	平日 9:00~17:00 ※利用可能な日時でも、学校行事等により利用できない場合があります。
利用方法	・求人情報を検索できる端末を設置している他、企業等からの求人案内・資料が閲覧できます。

## ◆ロッカー室(更衣室)

1号館(本館)1階横 ロッカー室	
利用日時	月曜～土曜日 8:00～21:15 日曜・祝祭日 9:00～17:15 ※利用可能な日時でも、学校行事や入学試験等により利用できない場合があります。
利用方法	入学時に各人の使用ロッカーを指定しますので、自分のロッカーの位置を確認のうえ使用してください。 使用にあたっては鍵を各自で準備し、必ず施錠して使用してください。 ロッカーを破損、汚損した場合は、実費負担となります。
注意事項	① ロッカー室や各自のロッカー内は常に整理整頓、清潔を心がけて使用すること。 (濡れた物や臭いの強い物は周囲の迷惑になるので置かない。) ② ロッカーの上やロッカー室の床には私物を置かないこと。放置されたものは撤去します。 ③ 鍵は各人の責任で十分注意して管理してください。 ④ 現金や物品(特に貴重品)の紛失、盗難、破損等があっても、本学は一切責任を負いません。



貴重品はロッカー内に鍵を掛けた状態で保管し、紛失・盗難防止に心掛けましょう。  
常に整理整頓を心がけて下さい。使用方法が悪い場合は、使用を中止する場合があります。

## ◆学生ラウンジ

2号館1階 学生ホール	
利用日時	月曜～土曜日 8:00～19:30 日曜・祝祭日 9:00～17:00 ※長期休業中については別途案内
注意事項	利用可能な日時でも、授業や学校行事等により利用できない場合があります。 ラウンジに貴重品等を置いたまま、席を離れる学生が多く見受けられます。 保管・管理は、自己責任でお願いいたします。 紛失・盗難防止のためにも、貴重品は必ず身につけて席を離れるようにしましょう。

## ◆学生食堂

6号館1階 五条カフェテリア(学生食堂)	
利用日時	営業時間 平日 11:00～15:00 土曜 11:30～13:30 ※大学の休業日は閉館とします。 ※利用可能な日時でも、授業や学校行事等により利用できない場合があります。 ※営業時間外でも、11:00～17:00の間は食堂を開放しています(自習等での利用が可能です)。
利用方法	セルフサービスです。レストラン前の券売機で食券を購入して下さい。※現金支払いのみ。
注意事項	① 喫煙を禁止します。 ② 椅子・テーブルは移動しないでください。 ③ 他の学生の迷惑になる行動は慎んでください。 ④ 運動等は行わないでください。 ⑤ 整理整頓を心がけてください。 ⑥ 私物を放置しないでください。(長期間放置しているものは処分します)

## ◆体育館・グラウンド

利用日時	平日 月曜～金曜日 8:30～19:00 / 土曜日 9:00～17:00 長期休暇 月曜～土曜日 9:00～17:00 ※大学の事情により使用可能日が指定されることがあります。
利用方法	原則として使用予定日の10日前までに使用責任者が「施設備品使用許可願」を管理者に提出し、許可を受けて利用してください。 当日利用は、空き時間があつた場合のみ利用可能です。通常と同様に、許可願を管理者に提出してください。
注意事項	①授業や学校行事が優先となります。 ②団体利用と個人利用では団体利用が優先となります。 ③備品については、個人所有または学生会・教育後援会購入備品のみ使用可。 ④使用後は清掃・窓の戸締り・忘れ物・消灯を確認してください。 ⑤予約(許可願の提出)は学生窓口時間内のみ受付します。

## ◆保健室

	1号館(本館)1階奥
利用日時	看護師が待機しています。 平日 8:30～15:30 (時間は変更になることがあります。) 長期休暇中は不在です。
利用方法	体調が悪くなった際や怪我をした際は、利用することが出来ます。



## 4. 学生生活支援について

### ◆奨学金等制度

#### □ 本学独自の奨学金制度

##### ① 年間成績優秀賞(2年生対象)

本学の2年生のうち、人物・学業ともに優れ、かつ、他の学生の模範とするに足りると認められた者(各学科2名以内)を奨学生として採用し、授業料年額の2分の1に相当する額を支給する制度です。

##### ② 資格取得者等奨学金制度

在学中に本学が定める資格を取得した者及び所属する団体の大会等においてそのスポーツ、コンテスト等で優勝するなど著しい活躍をしたと認められるものに選考のうえ奨学金を支給する制度です。

##### ③ 入試に係る特別奨学制度

本学の入学試験において、「特別奨学生(S)」、「特別奨学生(A)」として採用された学生には、それぞれに定められた金額を前期と後期に分けて支給します。さらに「特別奨学生(S)」の採用者については、1年次の各学科の成績上位1/4(25%)以内であり、出席良好者は審査を行ったうえで2年次の支給継続を決定します。

##### ④ 高邦会特別奨学金制度

この奨学金制度は本学健康栄養学科で栄養士、又は調理師を目指す学生の皆さんで、卒業後、直ちに国際医療福祉大学・高邦会グループ内の福岡県内の医療、福祉施設における勤務を目指す方に対して奨学金を貸与する制度です。

#### □ 学外の奨学金制度

##### ① 日本学生支援機構「貸与型」奨学金

第一種奨学金(無利子)と第二種奨学金(有利子)があります。種別(第一種・第二種)ごとの申込基準や貸与月額等の詳細については、「日本学生支援機構」のホームページをご覧ください。

▶ <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>

また、在学中に申込み「在学採用」は、新たに奨学金(種別の追加を含む)を希望する学生を対象としたものです。希望する者は、「在学採用」募集説明会(4月)に必ず参加してください(詳細は学内掲示板・学内ポータル等を確認してください)。

奨学金種別によっては「二次採用(秋)」や、「緊急採用」「応急採用」の取扱いもあります。

##### ② その他(民間・地方公共団体の奨学金制度)

地方公共団体や奨学金事業実施団体等が実施している奨学金です。「募集案内」等のお知らせは学内掲示板や学内ポータル等で通知しますので、希望される方は各自で学務課まで問い合わせてください。

### ◆健康管理

#### □ 健康診断について

本学では、1年に1回、定期健康診断を行います。定期健康診断は学校保健安全法に基づいて実施するもので受けることが法的に義務づけられています。本学では、個々の学生の健康管理を重要なものとして位置づけています。日程等は余裕をもって告知しますので、必ず受診してください。受診できなかった場合は、大学関連施設等で別途受信していただきます。

#### □ 感染症にかかった場合

発熱・咳・発疹等の症状があれば速やかに医療機関を受診し、診断を受けましょう。何らかの感染症と診断された場合、医師の指示に従い帰宅、自宅療養し、大学学務課にメールで連絡をしてください。

授業欠席に関する手続きは、履修の手引きを参照してください。

学校保健安全法施行規則第19条の規定に準拠する感染症等の発症時における対応

感染症の種類と発症後の出席停止期間の基準

区分	種類	出席停止期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種 感染症	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス	発症後5日を経過し、かつ解熱後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発しんが消失するまで
	水痘・帯状疱疹	原則として、すべての発しんが痂皮化するまで、ただし、医師の所見により判断する
	咽頭結膜熱	主要症状が消退後2日を経過するまで
	結核	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

## ◆学生相談室・ハラスメントについて・リラクスルーム

学生の皆さんが困っていること、不安に感じていることなどを、専任のカウンセラー(臨床心理士・公認心理師)に相談することができます。学生生活が円滑におくれるようにするために、話を聴き、一緒に考えていきます。お気軽にお立ち寄りください。

### 相談日時について

月・火・水・金曜日の 9:00～16:00 に毎にカウンセラーの先生が来校します。  
長期休暇中はお休みです。

### ★カウンセラーからひとこと

気になっていることや悩んでいること、感じていることや考えていることを、言葉にしてみることで、今まで気付かなかったことや見えなかったことに少しずつ気づきが起こることもあります。学生生活が豊かなものになるようにお手伝いをいたします。

あなたの悩みなんでも聴きます！



### 合理的配慮に関する相談窓口について

#### 合理的配慮とは？

何らかの障がいや疾患等の理由によって、修学上の活動への参加に困難がある学生に対し、大学が過重な負担にならない程度において、必要かつ適当な環境の変更・調整を行うこと(社会的障壁〔バリア〕となっているものの除去、代替手段や意思疎通支援の提供)によって、他の学生と同じように教育を受ける権利や機会を保障すること。

※学修目標到達のための「方法の変更や調整」を行います。公平性の観点も踏まえ、学修目標や評価基準の変更・引き下げといったことは行いません。

### 合理的配慮までの流れ



## 大学でのセクシャル・ハラスメントを許さないために！

### ① ハラスメントとは

相手の意に反する不適切な言動によって相手に不利益や不快感を与え、教育・就労環境を悪化させることです。ハラスメントは人権侵害行為です。

#### ● セクシャル・ハラスメント

例「個人的なつき合いを断ったら、必要以上に課題のやり直しをさせられた」(対価型)

「プライベートなことをしつこく聞かれる」(環境型)

「『女(男)だから～』など性別に関する固定的価値観に基づく差別的発言」

(ジェンダーハラスメント)

#### ● アカデミック・ハラスメント

例「単位を正当な理由なく認めてもらえない」「教員が指導してくれない」

#### ● パワー・ハラスメント

例「多数の人の前で一方的に叱責、罵倒される」

「人格を傷つけられるような発言を受ける」

上記以外でも、相手の意に反する不適切な言動や基本的人権を侵害するような言動があれば、ハラスメントになることがあります。

### ② ハラスメントを受けたと思ったら

#### ● 相談する

一人で抱え込まないことが大切です。信頼できる人や相談窓口にご相談ください。

#### ● 意思表示する

嫌なこと、迷惑なことは、はっきり相手に意思を伝えることが大切です。ただし意思表示ができなくてもあなたの落ち度ではありません。

#### ● 記録をとる

「いつ・どこで・だれから・どのようなことをされた」などを記録してください。

### ③ 友人や知人が被害にあっていたら

#### ● 相談に応じる

気づいたときは話をよく聞いて相談に応じてください。可能であれば相手方に注意を促しましょう。

#### ● 相談窓口の紹介

相談窓口で相談することを勧めてください。本人が相談できないときは代わりに相談することもできます。

### ④ ハラスメント相談窓口

所属学科に関わらず、相談窓口で相談することができます。相談員一覧は本学ホームページに掲載しています。

☆ 本学ホームページ

(キャンパスライフ ➡ ハラスメントについて ➡ ハラスメント相談員)

### 「セクハラにあったらどうしたらいいの？」

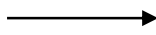
○「やめて下さい」とはっきり嫌なことは嫌と言い、意思表示をしましょう。

○ 被害にあったら、すぐ周囲の人に話をして仲間をつくりましょう。

○ 被害の内容を具体的に記録しましょう。(日時・場所・相手の具体的言動・証人等)

○ ひとりで悩まず、同僚や信頼できる人に相談しましょう。

それでも解決できなかった場合



相談室への相談

健康で豊かな学生生活を送られることを願っています。

□リラックスルームは学生相談室に併設されています。

誰でも自由に休養が出来ます。



## ◆学生保険

本学では、修学・通学中における不慮の事故を対象とした、公益財団法人日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害傷害保険」(学研災)に、教育後援会のご協力を得て全学生が加入し、安心して修学できるようになっています。概要は下記のとおりですが、同保険の“しおり”を入学時に配布しますので熟読してください。

□学生教育研究災害傷害保険(学研災)(公益財団法人日本国際教育支援協会扱い 窓口:学務課)

<加入者の範囲>

本学の学生全員が入学後自動的に加入しています。

<補償の範囲>

概ね、①正課中・実習中②学校行事中③大学施設内④大学施設外で大学に届け出た課外活動の実施中、⑤合理的な経路による通学中等に生じた傷害(による入院・治療)、および死亡、後遺障害等です。ガス中毒や熱中症も対象となりますが、「病気」は対象となりません。

※通学中の事故で、大学に届け出ている通学経路以外での事故には保険金が支払われないことがあります。また、大学の許可を受けていない自家用車やバイクの事故は、通学中であっても保険金支払いの対象となりません。

<手続き方法>

- (1) 事故が発生したら、学務課窓口にご連絡してください。
- (2) 学研災のケガの報告ハガキや保険金請求書類を学務課で受領し、説明を受けて下さい。
- (3) 治療後、請求書類と病院受診の領収書(写)、必要に応じて診断書や通学中報告書等を学務課に提出してください。
- (4) 保険金は怪我の完治後に支払われます。

## ◆学内の整備・保全

本学の建物内は一部を除き土足を認めていますが、構内に入る場合は、泥等で汚すことがないように留意してください。また、校舎内外での飲食物の食べ散らかし、空き缶や紙くずの放置・投げ捨ても、絶対にしないでください。

なお、盲導犬・聴導犬・介助犬以外のペット類は学内へ絶対に入れないでください。

## ◆喫煙について

大学の敷地内・施設内は全面禁煙です。

## ◆学生向けアパート

遠方の地域から本学に進学してきた学生の多くは、学生寮もしくは太宰府市近辺のアパート住まいとなります。住所が転居等により変わったときには「住所変更届」を学生窓口まで提出してください。

近隣には学生向けアパートが多数用意されています。2年間を有意義に過ごすためにも、地域と一体になった学生生活を送りましょう。

## ◆部・サークル活動

キャンパスを活性化させ、みなさんの学生生活をより充実したものとするために、部・サークル活動を積極的に行ってください。条件を満たし「部」として認定を受けると、助成金の交付等、活動に対する支援が受けられます。どちらの団体にも本学の教職員の顧問が必要です。新しくサークルを立ち上げる際には、学務課に申出て、必要書類を提出してください。サークルの立ち上げや運営についてわからないことがあれば、学務課にご相談ください。

## ◆ボランティア

ボランティアは、各縣市町村や施設等から申し込みがあったものを学内ポータルや屋外掲示板にて紹介します。

## ◆電話、郵便等の取り次ぎについて

本学では、学生への電話の取り次ぎや放送による呼び出しは一切行いません。緊急に必要な時でも、学生個人への取り次ぎとしての掲示板等での呼び出しを行っておりません。本学所在地宛に差し出された学生個人宛の郵便物、荷物は受け取り拒否の上、差出人に返送します。

## ◆遺失物、拾得物

落とし物・拾い物をしたら・・・学務課に届出・確認

※落とし物がキャッシュカードやクレジットカードの時は  
速やかに銀行やカード会社に届けてください。  
(他人に悪用されるおそれがあります、必ず紛失の当日に手続きをとりましょう)

1. クレジットカードやキャッシュカードの発行会社(銀行やカード会社)へ連絡しましょう。
2. 必ず警察へ「紛失届」を出しましょう。
3. 警察で紛失届けが受理されると、届出の番号を教えてください。この番号が警察へ届け出た証明にもなりますし、問い合わせ時の確認番号にもなる重要な番号となります。

貴重品等の拾得物は学生窓口にて預かっています。受け取り時は学生証を提示してください。  
ただし、届け出後半年が過ぎたものは予告なく処分する場合があります。

下校時、教室移動時等忘れ物のないようにくれぐれも気をつけてください。

## ◆本学への通学

通学方法は、電車やバス、自転車等多岐にわたっています。交通ルールを守り、防犯に留意し、安全に通学しましょう。また、入学時「学生情報カード」にて通学の手段及び経路が届けられていますが、変更があった場合は学生窓口へ申し出てください。※車での通学は原則として受け付けておりません。

### [公共交通機関による通学]

本学では、交通安全の問題等を考慮し、通学には公共交通機関の利用を奨励しています。

### [自転車・原動機付自転車による通学]

自転車・原動機付自転車(原付)による通学には許可が必要です。原付(総排気量 125cc 以下)は保護者の自家用車任意保険にファミリーバイク特約を付けるなど保険への加入が必要です。

また、福岡県では自転車利用者等に2020年10月より、自転車損害賠償保険等への加入義務が課されることとなりました。自転車で通学する学生は、自身が保険に加入しているかを確認し、必ず加入をするようにしてください。ヘルメット着用に関しては努力義務となっています。

### [徒歩による通学]

日没後における1人での登下校は出来るだけ避けるようにしましょう。

### [駐輪場の利用について]

自転車・原付を駐輪場に駐車する場合には、あらかじめ車両通学許可を得ていることが必要です。

正門守衛室横の駐輪場は学生の駐輪は出来ません。※大学構内配置図参照

学生駐輪場:正門から入構しすぐ右手の坂(遊歩道方面)を少し上ったところにあります。

- 利用期間 許可日から卒業まで
- 利用方法
  - ① 車両通学許可を得ていることが必要です。
  - ② 駐輪の際は、学生用として指定された駐輪場に車両を止めてください。  
ステッカーを後部泥除けの見えやすい場所に貼ってください。
- 手続き方法
  - ① 次の書類を学務課に提出してください。
  - ② 提出書類と受領した後、許可・不許可について審査をいたします。
  - ③ 審査後、許可されましたら登録手数料を経理課で支払ってください。  
許可の場合はステッカーを渡します。車両に必ず貼り付けてください。

	車種	提出書類
新規	自転車	「駐輪場使用許可願」「自転車保険証」コピー
	原動機付自転車 (125cc以下)	「自動車等通学および駐輪場使用許可願/誓約書(裏面)」 「自動車車検証」(写し) 「運転免許証」(写し) 「自賠責保険証」(写し) 「任意保険証書(対人賠償無制限のもの)」(写し)
継続	自転車	「自転車保険証」コピー ※保険更新毎に提出が必要です。
	原動機付自転車 (125cc以下)	「自動車車検証」(写し) 「運転免許証」(写し) 「自賠責保険証」(写し) 「任意保険証書(対人賠償無制限のもの)」(写し)※内容に変更があった場合は その都度更新が必要です。

## □ 注意事項

- ① 学外(近隣)での無断駐停車は固く禁止いたします。
- ② 改造したバイクでの通学は認められません。
- ③ 許可を受けた車両を変更する時は、必要書類をすべて揃えて提出しなければなりません。手数料は不要です。
- ④ 駐車場内での事故、盗難、火災等には本学は一切責任を負いません。

## ◆携帯電話(スマートフォン)のマナーとルール

### 通話場所についての注意

周囲や通話相手に迷惑かけない時間と場所を選ぶことが大切です。  
場合によっては「サイレントモード」や「電源OFF」を行きましょう。

#### 【使用してはいけない場所】

車両等の運転中/講義や実習中の教室内/公共交通機関内/病院等施設内

※運転中の携帯電話使用は道路交通法違反です。呼び出し音だけでも不注意につながります。必ず電源を切ってから運転してください。

#### 【サイレントモードにする場所】

事務室周辺/図書館内

### メール機能について

#### ① メールの利用についての注意

・大学では教員－学生間、職員－学生間でメールのやり取りが発生します。メールを送信する際は、氏名と所属(学籍番号等も含めて)を名乗ったうえで内容を伝える等、最低限のマナーを守って利用してください。

#### ②メールの送信についての注意

・自分の思いを文字だけで伝えるのは難しいことです。自分のメールが相手にとっての「迷惑メール」にならないような配慮が必要です。  
・匿名メールでも発信元は特定できます。故意に嫌がらせメールを送信する行為は相手だけでなく、自分をも傷つける結果になります。

#### ③メール受信についての注意

・悪質サイトへの勧誘メール、架空請求等の詐欺メール、悪戯が目的のチェーンメールはトラブルの原因になります。送り主の分からないメールや悪質なメールは、「クリックしない」「返信しない」「転送しない」で自分を守りましょう。

### 動画、カメラ機能についての注意

他人のプライバシーや著作権、肖像権を侵害する行為は犯罪になります。雑誌の記事、美術館の展示物、コンサート等も撮影してはいけません。

### 充電についての注意

大学内は公共の場です。私用目的で校舎内のコンセントを使用しないでください。

## ◆防犯・防火の心構え

「火の元、戸締まり」について、自宅外通学者(一人暮らしの人)は特に注意してください。

- ① 防火…ガスの元栓、暖房器具、アイロン、灰皿等の確認。屋外に燃えやすいものを置かない。(放火を防ぐ)
- ② 防犯…地味な遮光カーテンにする。屋外の目立つところに下着を干さない。2階でも戸締まりをしっかりする。相手を確認してドアを開ける。

自宅外での一人の生活では他にも、電気、水道等の公共料金の支払い、ゴミ出し等、社会生活を送る上での必要な様々なルールがあります。これらの一つひとつ身につけ、社会規範に則った生活を送ってください。

## ◆SNSの利用についての注意事項

SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)は、インターネット上でのコミュニケーションツールであり、今や広く社会に浸透し、利活用されるようになってきました。SNSは非常に便利な一方で、不用意な投稿や発信が問題を引き起こし、社会に多大な影響を及ぼす等の危険性をはらんでいます。

学生のみなさんは、SNS(X※旧twitter、LINE、Instagram、TikTok等)を利用するにあたって、下記の注意事項を十分に認識してください。

### 自分自身のプライバシー保護

- ・個人情報を登録・公開する場合は利用するサービス内容を十分理解したうえで行うこと。
- ・なりすましやアカウントの乗っ取り防止の為、不用意に実名登録や情報発信をしないこと。

### 他者の尊重

- ・記名・匿名に関わらず、他人や組織を誹謗中傷する投稿・発信をしないこと。

### 投稿時の注意

- ・自分が発信しようとしている情報が、本当に発信しても大丈夫なのかよく確認すること。
- ・一度発信された情報は瞬時に拡散され、発信後の完全な削除は出来ないことを認識すること。

### 守秘義務と機密保護

- ・実習等の課外活動で知り得た情報を、無断で投稿・発信しないこと。
  - ・アルバイト先等で知り得た情報を、無断で投稿・発信しないこと。
  - ・個人が識別できる状態で第三者が映りこんでいる写真・動画・音声を無断で投稿・発信しないこと。
- ※インターネットやSNSの利用は自己責任が基本です。不用意に個人の情報を流さない等、防衛意識をもって利用しましょう。

## キャンパス内にいるときに大地震が発生したら

### 1. 地震発生 あわてない!

- (1)揺れが収まるまでは、まず、その場で自分の身を守る。
- (2)割れたガラスや物が落ちてきそうな場所から離れる。
- (3)机の下にもぐる、バックや衣類等で頭を覆う等して落下物から頭と手足を守る。
- (4)エレベーターに乗っているときは、自動的に停止した階で降りる。

閉じ込められた場合は、非常ボタンやインターホン等を通して外部と連絡を取り、救助を待つ。

### 2. 揺れがおさまったら

- (1)自分のいる場所が安全かどうか確認する。

### 3. 今どこにいるのか?

- (1)速やかに避難場所(校舎前広場)へ避難する。
- (2)棟内にいる場合は、余震に注意し階段で避難場所(校舎前広場)に避難する。
- (3)屋外にいる場合は、避難場所(校舎前広場)へ避難する。

### 4. 避難するときの注意点

- (1)お互いに声をかけあい、パニックにならないよう、冷静に避難する。
- (2)避難前に火の始末と電気コンセントを抜く。
- (3)後で戻らずにすむよう、忘れ物が無いかチェックして速やかに避難する。
- (4)避難途中で元の場所に戻らない。

### 5. 火災を見つけたらどうするのか?

- (1)火災を発見したら、大声で周りの人に知らせ、消火する。困難な場合は、近くにある火災報知器のボタンを押す。
- (2)火元から速やかに離れ、建物外に避難する。

### 6. 停電したらどうするのか?

- (1)懐中電灯や各自の携帯電話のライト機能を利用して、あわてないで対応する。

### 7. 交通機関が止まったら?

- (1)歩いて帰宅困難な場合は、学内の待機場所(事務部より指定された避難場所)に一時避難する。
- (2)大学職員(災害対策本部)の指示に従い行動する。

# 5. 安全生活マニュアル

## ◆住居侵入・ひったくり

### ▲ 住居侵入

ピッキング、サムターン回し、カム送り等による空き巣犯罪や、一人住まいの女子学生を狙う性犯罪が増えています。  
※「ピッキング」「サムターン回し」「カム送り」とは、特殊な器具を使用して玄関ドアを開錠する窃盗犯罪の侵入手口のことを言います。最近この手口による空き巣ねらいが急増しています。この対策として、全国防犯協会連合会では玄関開きとびら錠「CPIC」型式認定錠を推薦しています。

#### <被害に遭わないようにするためには…>

※侵入までに時間がかかる(5分以上)方策を講ずることが予防になる。

(侵入に5分以上かかると、諦めると言われています。)

- ◆鍵は必ずかける。(帰宅したら直ちにドアの施錠)
  - ◆鍵をなくしたら、錠前ごと即交換する。
  - ◆ドアや窓には二重に鍵を取り付ける。(補助錠をつける)
  - ◆ピッキングに強い錠(カギ山の数が多く、溝が深い、ディンプル式のもの・カードキー等)に交換する。
  - ◆夜間及び外出時は雨戸・シャッター等を閉める。(特に1階)
  - ◆突然の訪問者にはドアの覗き窓とドアチェーンを活用し、簡単にドアを開けない。
  - ◆不用意にドアを開けず、ドア越しに用件・身分を確認する。制服で信用してはいけない。
- ※アパート・マンション等に住んでいる場合は、鍵の交換、二重鍵の取り付け等に関しては、不動産会社に相談してください。

### ▲ ひったくり

ひったくりをする犯罪者は人通りの少ない道で、バイクを使って、肩からさげたバックや自転車のカゴに入れたかばん等を狙います。ひったくられた拍子に転倒し引きずられ大怪我をする場合があります。

#### <被害に遭わないようにするためには>

- ◆バッグやかばんは車道側に持たない。
- ◆夜道や人通りの少ない道では手提げは抱えるように持ち、時々振り返る等、周囲に対する警戒を怠らない。
- ◆自転車のカゴには防犯ネットをつける。
- ◆鞆やバッグに防犯ブザーを結びつける。
- ◆単独(一人)での行動は避ける。
- ◆携帯電話の使用しながらの歩行は控える。(特に夜間のイヤホン使用は極力控える)

#### ～被害に遭った場合の緊急連絡先～

- ・110 番
- ・警察総合相談窓口 # 9110(全国共通) 携帯電話可
- ・福岡県警察本部警察安全相談コーナー 092-641-9110

## ◆乗り物盗難・車上狙い

自転車や原付自転車等の二輪車や、車の盗難事件や駐車中の乗用車からドアを開錠したり、窓ガラスを割ったりして金品を盗む車上狙いが増加しています。

盗難を防止するためには

- ◆二輪車には通常の鍵のほかに、Uロックやワイヤー錠を併用。
- ◆外出先では明るい場所に駐輪する。
- ◆自転車は防犯登録(※)をする。
- ◆車を離れる時は必ずエンジンキーを抜く。
- ◆ドアをロックし、窓を完全に閉める。
- ◆貴重品、金銭は車内に放置しないようにする。  
(特に外部から目に付く場所に、バッグや財布等を放置しないようにする)

※「防犯登録」とは、盗難被害等に遭った場合に、被害に遭った自転車の早期発見・被害回復が行われるよう警察本部のコンピューターに所有者・自転車の特徴を登録するシステムです。  
都道府県の防犯協会あるいは、自転車販売店で行っています。

- ◆スペアキーを車内に置くのは危険です。やめましょう。

～被害に遭った場合の緊急連絡先～

- ・110番
- ・警察総合相談窓口 # 9110(全国共通)携帯電話可

## ◆カード破産・カード犯罪

2022年4月から成人年齢が18歳に引き下げられました。クレジットカードの発行やカードローン利用での借金はすべて本人の責任です。安易な契約は絶対に避けて下さい。

### ⚠ カード破産

クレジットは計画的に利用しないと、使いすぎて支払いが困難になってしまいます。急場しのぎで、キャッシング(※)や他から借りる等すると借金が雪だるま式に増えさらに問題を深刻化させます。

※キャッシングとは、カードを使ってお金を借りることです。利率が高いため、カード破産に陥る一番の原因はこのキャッシングです。

カード破産に陥らないためには

- ◆「カード＝借金」と頭に入れておく。
- ◆銀行口座の残高を常にチェックする。引き落とし日を覚えておく。
- ◆カードの利用状況を把握する。
- ◆無計画な利用や衝動買いはしない。
- ◆支払いが困難になったら、早めに契約先の信販会社・協会の消費者相談室に連絡し、支払い回数の延長等を相談してみる。
- ◆消費者金融や銀行の個人ローンのキャッシング等は金利が高いため安易に利用しない。
- ◆複数の支払いを一つにまとめる等という整理屋・買取屋の話には絶対にのらない。
- ◆簡単、早い、面倒な手続きなし、電話だけで即日振込み等の甘い言葉に負け、ヤミ金融に手を出さない。

### ⚠ カード犯罪

クレジットカードの盗難・紛失カードによる不正使用が多発しています。盗難の手口として、電車内や駅でのスリ、飲食店等店内のスリ、駐車中の車からの盗難等があります。また、カードのデータだけを盗んで偽造するケースが増えています。確実な管理を心がけましょう。

友人等に頼まれて、あなたの名前でローンやクレジットの契約をするいわゆる「名義貸し」やカードの貸与は絶対に行わないようにしましょう。

#### 被害に遭わないためには

- ◆カードの裏には必ずサインをする。(盗用された場合に悪用や、保険がおりない場合がある)
- ◆カードを利用するときは目を離さない。
- ◆カードがあるか常に確認し、紛失や盗難の際はすぐに警察とカード会社に連絡する。
- ◆偽造被害の疑いがある場合には直ちにカード会社に連絡する。
- ◆利用控えと明細書を細かくチェックする。
- ◆暗証番号の管理は厳重にする。生年月日等、すぐに推測できるものは避ける。

#### インターネットでのカードや電子マネーの利用の際の注意

- インターネット取引がより身近になり、利用する人も増え様々なトラブルも起きています。
- ・インターネット上でクレジットカードの番号や個人情報を入力する際には、不用意に送らず暗号化技術を採用しているか確認する。
  - ・個人情報をEメールで通知することは避ける。
  - ・契約・サービス内容は必ず事前に確認し、プリントアウトする等記録を残す。また、業者のURL・メールアドレスは必ず控える。

#### ～カード破産の相談窓口～

- ・日本弁護士連合会 法律相談予約センター Tel:0570-783-110(代)  
→ 法律相談は各弁護士会まで、※要相談料
  
- ・福岡県弁護士会天神法律相談センター Tel: 092-741-3208  
→ 受付時間:月～金曜日 9:00～19:00  
土日祝日 9:00～13:00
  
- ・国民生活センター Tel: 03-3446-1623  
→ 受付時間:月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00
  
- ・福岡県消費生活センター Tel:092-632-0999  
→ 受付時間:月～金曜日 9:00～16:30  
日曜日 10:00～16:00
  
- ・太宰府市消費生活センター Tel:092-921-2121  
→ 受付時間:月～金曜日 9:30～16:00
  
- ・(財)日本クレジットカウンセリング協会 全国共通ダイヤル Tel:0570-031640  
→ 受付時間:月～金曜日 10:00～12:40、14:00～16:40

#### ～カード犯罪の被害にあった場合の相談窓口～

警察総合相談窓口 #9110(全国共通)携帯電話可

## ◆悪質商法

ここ数年悪質商法に関するトラブルは年々増加の傾向にあり、手口も巧妙になっています。以下は代表的な事例です。みなさんくれぐれも注意しましょう。

### ⚠ 資格商法

「もうすぐ国家資格になる」「受講するだけで国家資格が簡単に取れる」等と言って、高額な代金を振り込ませておきながら、全く講座を開かない等といった手段。

### ⚠ アポイントメントセールス商法

「あなたが当選しました」「今なら無料でサービスします」「お会いして話がしたい」等と言って、勧誘目的を告げず言葉巧みに誘い出し商品やサービスを売りつける。異性からの誘いが多く、デート商法とも言う。

### ⚠ マルチ商法(ネットワーク商法)

買った商品の金額や、紹介した人数によってマージンが貰えるというシステムで、「絶対に儲かる」等といった言葉巧みに販売組織へ加入させ、日用品、化粧品、健康食品等を買わせる手段。お金を注ぎ込んだものの、実際には売れず、売れ残った商品と借金が残ってしまい、さらに友人関係まで壊してしまうケースもある。ねずみ講とも呼ばれる。

### ⚠ 催眠療法

日用品や食料品の大安売り、安価な値段で販売するという目的で会場に人を集め、日用品等を無料で配り、雰囲気盛り上げて興奮状態にする。冷静に判断できない状態にして高額商品を契約させる。

### ⚠ キャッチセールス

「アンケートに答えてください」「モデルになりませんか」等と声をかけ、アクセサリー・化粧品・エステティック等の商品やサービスの契約をさせる。

### ⚠ 宗教・自己啓発セミナー勧誘

駅等や友人から「あなたの性格が変えられる」「いい話が聞ける」と声をかけられ、合宿やセミナーに参加させて、洗脳する。

### ⚠ 家庭訪販

家庭に販売員が訪問して商品などの購入を迫る方法。

※一人暮らしや留守番の時を狙って突然訪問し、電話会社や消防署員を装ったり、あるいは水道やガスの無料点検と偽って家に上がり込み、商品の購入を長時間、執拗に勧めたりする場合があります。セールスマンが訪ねてきたら、簡単にドアを開けたりせず、販売目的を聞いて必要がなければはっきりと断る勇気を持ちましょう。

### ⚠ 霊感商法

「あなたの家に悪霊がとりついてます」「先祖のたたりで不幸になる」等と言って相手を不安に陥れ、高額な壺・印鑑等を勧める。

### ⚠ かたり商法

公的機関や有名企業、アパート等では管理会社の名をかたって、サービスや物品を販売する。

### ⚠ 二次被害

一度被害にあった人を再度勧誘して、前被害の救済のように見せかけ更に金銭を払わせる。

被害に遭わないためには

- ◆勧誘にはあいまいな態度をとらず、毅然とした態度ではっきりと断る。  
「結構です」、「いいです」は禁物。断ったつもりでも「YES」の意味にとられてしまう。「要らない」「必要ない」「買わない」とはっきりと答える。
- ◆しつこく勧誘してくる時は、相手の身分と用件をしっかりと確認し家の中に入り込ませない。あまりにしつこい相手は110番する。
- ◆「うますぎる話は悪質商法だ」と疑ってかかる。
- ◆すぐに契約したり、その場でお金を払ったりしない。
- ◆不注意に自宅のドアを開けたりせず、ドア越しに用件と身分を確認する習慣をつける。
- ◆クーリングオフ(※)ができるか確認する。

※クーリングオフとは

「クーリングオフ」とは、頭を冷やすという意味で、考え直すことができるよう、一定の期間、時間を与え、その期間内であれば無条件に申込を撤回したり契約を解除したりできる制度です。無条件とは、理由がいらぬということでお金も全額返金してもらおうことが出来ますし、違約金も支払う必要がありません。

クーリングオフの可能な期間

- ・訪問、電話販売、エステ、語学教室、学習塾、家庭教師派遣等  
→法定の契約書面の交付された日から8日間(商品によっては14日間、20日間)とされています。必ずしも契約を交わした日付と同じとは限りません。また、業者は書面の交付を義務づけられているのでクーリングオフを告知した書面をもらっていない場合は8日を過ぎて大丈夫です。
- ・マルチ商法  
→法定の契約書面の交付日から20日間  
または特定負担商品(※)の受け渡しが完了してから20日間  
クーリングオフ期間を経過した後も、内容によっては加入から1年以内で商品の受け渡しを受けてから90日以内であれば未使用品に限り商品の販売契約も解除できる場合がありますので早めに相談してください。

※ 「特定負担商品」とは、参加や組織中のランクが上がる際に販売や勧誘の為に特に負担する商品です。

クーリングオフの方法

- クーリングオフは書面で行う必要があります。
- ※内容証明郵便、はがき簡易書留等、証拠の残る方法で行います。
- ※内容証明郵便とは、その内容、発信日時を郵便局が証明するものです。書式には行数や一行の文字数等の決まりがありますので、郵便局に確認してください。

《記載例》

契約解除(申込の撤回)通知

購入者 住所

氏名

2020年〇〇月〇〇日付で貴社のセールスマン〇〇〇〇と締結した(申し込んだ)商品名〇〇〇〇の購入契約

を「特定商取引に関する法律」第9条の規定に基づき解除(撤回)します。

(商品代金の一部または全部を既に支払っている場合、次のような文章を追加する)

つきましては契約の締結(申込み)に関して支払いました金〇〇〇〇円を直ちに返金するとともに、貴社が引き渡した商品は、支払金返還後早急にお引き取りください。

2020年〇〇月〇〇日

通知人 住所 氏名 印

被通知人 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇〇〇販売会社

代表取締役 〇〇〇〇殿

・契約の形態や、商品の種類によって微妙なケースが多数あります。できるだけ早く相談しましょう。

～被害に遭った場合の相談窓口～

・国民生活センター Tel: 03-3446-1623

→ 受付時間:月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00

・福岡県消費生活センター Tel:092-632-0999

→ 受付時間:月～金曜日 9:00～16:30

日曜日 10:00～16:00

・太宰府市消費生活センター Tel:092-921-2121

→ 受付時間:月～金曜日 9:30～16:00

・日本弁護士連合会 法律相談予約センター Tel:0570-783-110(代)

→ 法律相談は各弁護士会まで、※要相談料

・福岡県弁護士会天神法律相談センター Tel: 092-741-3208

→ 受付時間:月～金曜日 9:00～19:00

土日祝日 9:00～13:00

## ◆ ストーカー・痴漢・性犯罪

### ⚠ ストーカー

- ◇尾行や待ち伏せをして、つきまとい、自宅や学校へ押しかける。
- ◇その日の行動や服装を告げる等、監視していると気付かせる。
- ◇面会、交際を要求する。
- ◇著しく粗野又は乱暴な言動をとる。
- ◇無言電話や、FAXを何度もかける。
- ◇汚物等、嫌悪感を与えるものを送付する。
- ◇中傷したり名誉を傷つけるような内容を告げたり、文書を送りつける。
- ◇猥褻(わいせつ)な写真等を自宅に送りつけインターネットに掲載する。
- ◇電話や手紙で卑猥(ひわい)な言葉を告げる。

### 自己防衛策は

- ◆尾行されていると感じたらタクシーを利用する。
- ◆防犯ブザーを常に携帯する。
- ◆無言電話は対応せずに無言で切る。
- ◆状況を記録し、送りつけられた文書等はすべて保存する。
- ◆安易に住所、電話番号、メールアドレス等を他人に教えない。
- ◆住所や電話番号、メールアドレスなど個人情報がかかれている書類等は細かく破いて捨てる。
- ◆警察や信頼できる人に相談する。
- ◆緊急の場合は110番通報する。

### ストーカー行為等の規制等に関する法律

『ストーカー行為等の規制等に関する法律』では、告訴があれば1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。捜査が行われ、告訴がなくても申し出があれば警察による警告、禁止命令が出され、それに違反してストーカー行為をした者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金となります。また禁止命令に違反した者は、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金となります。

### ⚠ 痴漢・性犯罪

相手の意に反する性的な行為「チカン」は犯罪です。  
性犯罪者は「恥ずかしくて何もできないだろう」と被害者の弱みにつけこんで犯行に及びます。

### 痴漢・性犯罪対策は

- ◆屋外では付近の店や民家に飛び込み助けを求める。些細なことでもすぐに110番通報する。
- ◆被害にあいそうになっただけでも、警察に連絡をする。
- ◆携帯を意図的に鳴らす等周囲の注意を集める。
- ◆暗い夜道等、被害に遭う危険性のある場所は通らない。
- ◆防犯ブザー等、防犯グッズを携帯する。
- ◆風俗営業関係・深夜に及ぶ時間帯のアルバイトはしない。

### ※被害の相談は

警察では、被害者相談窓口を設けて警察官や専門の職員が相談を受けています。  
ひとりで悩まずに、まず相談しましょう。

### ⚠ 覗き・下着盗難

性犯罪の予備軍の可能性があるので、くれぐれも気をつけましょう。

## 対策は

- ◆夜間はカーテンを閉める(遮光性のあるものがよい)。
- ◆雨戸やシャッターを閉める(特に1階)。
- ◆女性物の下着類は見える所に干さない。
- ◆女性名の表札は出さない。
- ◆郵便受け等から覗かれるおそれがあるワンルームのアパート等はカバーをする。

### ～被害にあった場合の緊急連絡・相談先～

- ・110番
- ・警察総合相談窓口 #9110(全国共通)携帯電話可
- ・福岡県警察『心のリリーフ・ライン』(女性心理カウンセラー対応)  
Tel: 092-632-7830 月～金曜日 9:00～17:45
- ・性犯罪被害相談電話「#8103(ハートさん)」

## ◆麻薬・薬物

### ⚠ 麻薬・薬物について

最近では麻薬・覚せい剤等の薬物を乱用する若者が増えています。好奇心から軽い気持ちで始めても、やがて仲間に強要したり依存症に陥ったりします。麻薬は一度でも服用すると犯罪になり、一生を台無しにします。麻薬・薬物の乱用は絶対に許されません。

#### ※薬物等の種類

- 覚せい剤(通称:エス、スピード)  
→幻覚や妄想が現れ、中毒性精神病になりやすい。使用をやめても再燃(フラッシュバック)することがある。大量に摂取すると死に至る。
- コカイン  
→幻覚や妄想が現れる。大量に摂取すると全身痙攣を起こすほか、死に至る。
- 大麻(マリファナ)  
→知覚を変化させるが、恐怖状態(いわゆるパニック)を引き起こすこともある。乱用を続けると、学習障害、記憶障害、人格変化を起こす。
- MDMA  
→知覚を変化させる。大量に摂取すると高体温になり、死に至る。
- ヘロイン  
→皮膚が鳥肌立ち、全身の強烈な痛みと痙攣におそわれる(禁断症状)。大量に摂取すると死に至る。
- 違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)  
→麻薬や覚せい剤と同様の危険性が指摘されている薬物。

### 薬物対策は

- ◆「ダイエットにいい」「集中力がついて勉強やスポーツに効果的」という勧めには乗らない。  
→薬物がダイエットに効くことはない。
- ◆友人に誘われても、きっぱりと断る。
- ◆危険な誘いには乗らない。
- ◆たった一度の使用であっても、所持しているだけでも、友人に売ったり譲ったりしても、薬物は犯罪になるので絶対に使用しない。
- ◆ちょっとでも怪しいと思ったら絶対に手を出さないで、はっきりと断る勇気をもつこと。

## ～薬物相談～

(薬物問題に悩んだり、困っている人やその家族等の悩みについての相談)

薬物 110 番(福岡県警察本部内)	Tel: 092-641-4444
福岡県精神保健福祉センター	Tel: 092-582-7500
福岡市精神保健福祉センター	Tel: 092-737-8825
福岡市少年サポートセンター	Tel: 092-841-7830
久留米市少年サポートセンター	Tel: 0942-30-7867

## ◆飲酒

### ⚠ 飲酒について

大学生になるとお酒を飲む機会も多くなりますが、お酒には致死量があり、大量に飲めば呼吸中枢が麻痺して死んでしまいます。また、イッキ飲みによる死亡事故が増えています。

無理に飲ませるのは犯罪です。嫌がる相手にイッキ飲みをさせて急性アルコール中毒で死亡してしまったら、飲ませた側に責任があります。刑法の犯罪に問われることもあります。

20歳未満の飲酒は認められていません。

### 飲酒対策は

- ◆「私は飲めない体質です」とはっきり断りましょう。
- ◆イッキ飲みは決してしない、絶対に断りましょう。
- ◆具合が悪くなったら無理をせず救急車を呼ぶ。放置すると非常に危険な状態になることがあります。

### ⚠ 飲酒運転について

車両(自動車、バイク、自転車等)を飲酒して運転することは、交通事故を起こさなくても厳罰に処せられます。

また、万が一飲酒運転による事故を起こした場合、加害者本人に対する法的制裁は当然として、被害者、そしてその家族の方々も含めて極めて大きな社会的責任・補償を負うことになります。

さらに、加害者の家族や関係者等にも重大な社会的影響が生じます。

車両を運転するみなさんは、飲酒を勧められても絶対に断る強い意志を持ち、周囲も運転者に対し飲酒を勧めないようによしてください。

## ◆ストレス

様々な面で変化の多い現代は、ストレス社会といえます。過度のストレスが続くと、心と体の健康に影響を及ぼします。

### 対策は

- ◆物事を柔軟に考え、気分転換やリラックスする時間をとりましょう。
- ◆気になることや困ったことがあれば、保健室や学生相談室で相談してみましょう。

## ◆性感染症

性感染症(STD)とは、性行為等によって感染する病気のことです。近年増加しています。自分自身はもちろん、パートナーや将来生まれてくる赤ちゃんを守るためにも、性感染症についての知識を持ち、気になる症状があればパートナーと共に、早めに検査を受けましょう。

特に最近では、クラミジアやエイズ(HIV)、梅毒の感染症が増加傾向にあります。

### ◇感染経路

- ・感染者との性行為
- ・感染した注射や注射器の使用
- ・感染した母親から子どもへの母子感染

※会話やくしゃみ、プール、握手、食事、軽いキス等では感染しません。

### 対策は

- ◆思い当たることがあれば検査を受けましょう。保健所でのHIV検査は匿名で受けられ無料です。
- ◆不特定多数と性交渉しない。
- ◆感染症について正しい知識を持ち、パートナーともしっかり話し合う
- ◆コンドームを正しく使うこと。

### ～相談先～

・(財)エイズ予防財団エイズ電話相談      TEL 0120-177-812  
携帯からは    TEL 03-5259-1815  
～その他困ったことは、学生相談室へ～

## ◆交通事故

万が一事故を起こしてしまったら以下のように対処しましょう。

### 加害者が行うこと

ひき逃げは絶対にしない。

1. その場ですぐに警察へ連絡(110番)をする。後日のトラブルを避けるためにも、必ず届ける。
2. 負傷者がいる場合は、救急車を呼ぶ(119番)か、すぐに病院につれて行く。
3. 負傷者がいる場合、救急車や医師が到着するまでの間、可能な限りの救命処置を行う。
4. 可能であれば、事故現場で第2の事故を起こさないためにも車の誘導等を行う。
5. 事故車両は警察が来るまで、そのままにしておく。
6. 事故の現場の見取り図や事故の状況をメモする。(後日の示談交渉のため)
7. 後日の証人を確保する。(事故の当事者以外に目撃者がいる場合、連絡先を聞いておく)加入している保険会社に連絡、相談する。
8. 正式な解決の前に、示談書等の書類に署名したり、印鑑を押したり、小額でも現金の授受をしない。
9. 口頭でも契約に準ずる扱いとなるので絶対に口頭で損害賠償等の約束をしない。

◎無免許運転や飲酒運転による事故は、単なる過失ではなく故意による犯罪として扱われます。  
◎任意保険に加入していない車両で人身事故を起こすと、一生かかっても返済できない債務を負うことがあります。自動車・原付自転車・自転車の保険状況を確認し、必ず加入しましょう。

### 事故を起こした場合の責任について

事故の加害者と認定されると、①刑事上の責任(罰金、禁固、懲役等)、②行政上の責任(免許取消、免停等)、③民事上の責任(損害賠償責任)の3つの責任を負うこととなります。

事故によって損害を受けた被害者は、加害者に対して損害賠償を請求することとなります。

そのために以下の事を確認します。

### 被害者が行うこと

1. 事故の相手を十分に確認する。(車のナンバー、運転免許証、学生証等で相手の氏名・住所・年齢、また自宅の電話、勤務先の名称・電話、勤務先の名称・電話、相手の保険会社、証券番号等)
2. 警察への届け出  
保険金を請求するために、交通事故証明書を交付してもらう必要がある。後日のトラブルを避けるためにも、必ず届け出をする。

### <重要>

- ①必ず医師の診察を受ける。治療費等の領収書は保管する。
- ②保険会社への通知。  
(任意保険に加入していると保険会社が示談交渉や諸手続き等を代行してくれる)
- ③事故状況の証拠収集

#### ～交通事故の相談窓口～

- ・警察相談専用電話 #9110(全国共通)携帯電話可
- ・福岡県交通事故相談所 Tel: 092-643-3168  
(交通事故により生じた問題についての相談・指導)
- ・(財)日弁連交通事故相談センター Tel: 0570-078-325  
(示談のあっせんを行っている、面接相談無料、電話相談無料)
- ・(財)交通事故紛争処理センター(福岡支部) Tel: 092-721-0881  
(民事全般の和解斡旋、相談無料)

## ◆新聞勧誘

学生を狙った一部の新聞勧誘員による悪質な新聞勧誘が行われています。中には脅迫的な言動をとる者もいます。家庭訪問する新聞セールスマンは、全員「新聞セールス近代化センター」に登録し、同センター発行の「新聞セールス証」を着用することになっています。新聞セールス証を確認して下さい、着用していない場合は違法です。無理に室内に入ろうとしたり、断っても帰らなかったり、脅迫的な言動をとる等して、恐怖を感じたら、直ちに110番へ通報してください。

### トラブルを防ぐために

- ◆不用意にドアを開けず、まずドア越しに用件と身分を聞く習慣を身につける。

## ◆地域住民とのトラブル

一般的に学生と周辺住民との間で一番多いトラブルが、ゴミ出しのルールに関するものです。決められたルール(分別、場所、曜日等)をよく確認し守って下さい。夜間、アパートの廊下に出しておいたゴミ袋を荒らされ、名前や電話番号を調べられて、悪戯電話がかかってくるという事例もあります。

深夜まで騒いでいて迷惑というのも学生と周辺住民との間で数多くおこるトラブルです。隣室のみならず、同じアパートの入居者やアパート近くの住民からも大学や市役所、家主、不動産業者に苦情が寄せられています。これらが原因で、契約を打ち切られ退去処分になった事例もあります。また、事件に発展しないとも限りません。

モラルを保ち、地域社会の一員として責任ある行動をとって下さい。

## ◆団体への加入・寄付の強要

### 加入・寄付の強要

政治・宗教、自己啓発セミナー等の団体メンバーが、サークル関係者や研究生、教員の補助者のような素振りで声をかけ、名前や住所・電話番号等を聞き出し、頻繁に昼夜を問わず電話や訪問攻勢を仕掛け、団体への加入や寄付の強要を行う。

初めから団体の正体を明らかにするようなことはせず、「友達になろう」、「パーティーに参加しない?」、「テニスやらない?」等の話題で油断させてから、個人情報を読み出す。

- ◆大学公認のサークルになるべく加入する。
- ◆嫌なことははっきりと断る。
- ◆保護者や友人、大学の教職員に相談する。
- ◆身に危険を感じたら、すぐに110番通報をする。

## ◆情報社会の犯罪

情報化社会の到来により、私たちの生活は大変便利になりましたが、それと同時に新たな手口の犯罪が相次いで発生し、問題となっています。

以下は事例です。これら以外にも更に別の手口が存在しますので、常日頃からニュースや新聞等から情報を得る等、自己防衛策を講じましょう。

### ⚠️ ファイッシング

銀行やクレジットカード会社等の企業を装った電子メールやホームページを用いて個人の金融情報等を聞きだそうとする手口です。

#### 対策

- ◆リンク先のアドレスをきちんと確認する。  
(偽装ホームページは本物とそっくりなアドレスなので注意が必要です。)
- ◆メールから金銭や重要な個人情報に関する情報の入力を要求されたら、銀行や会社に確認。
- ◆対策ソフトをインストールする。

### ⚠️ ワンクリック請求

パソコン(携帯電話)にホームページの宣伝メールが送信されてきたため、そのホームページを見てみると、一方的に会員登録完了や登録・利用料金の請求画面等が表示されたりすること。また、ホームページ間でのリンクでも同様のことがある。

#### 対策

- ◆連絡をとらずに無視する。  
連絡を取るとあなたに関する情報がさらに知られ、先方に確信を与えることになるため、さらなる被害を生み出しやすくなります。
- ◆安易に個人情報を相手に教えない。  
電話やメール等により不当な料金請求をされた際は、絶対に住所や名前等の個人情報を相手に教えないようにしましょう。
- ◆「完全無料」等のフレーズのサイトに注意をする。アダルトサイトや出会い系、怪しい情報が掲載されたサイト、違法ダウンロードサイト等には不用意に近づかない。

多くのワンクリック料金請求の料金請求画面には、パソコンの場合、あなたのIPアドレスやリモートホスト、パソコン、使用ブラウザ名、使用プロバイダ、接続場所が表示され、携帯電話の場合、使用電話の機種名、個別識別番号等が表示されます。あたかもホームページ閲覧者の個人情報を取得したかのような情報が表示される傾向がありますが、通常、これら情報だけから直接個人の氏名や住所を特定することはできません。

### ⚠️ 架空請求

利用した覚えがない、架空の有料アダルトのサイト利用料や債権等を請求する文書を、電子メール、はがき、封書、電報等の手段で一方的に送りつけ、お金を騙し取る手口。「回収員が自宅へ出向く」「勤務先を調査」「給料の差押え」「強制執行」「信用情報機関に登録」等不安を煽るような脅し文句を伴うことが多い。

#### 対策

- ◆利用していなければ払わない。
- ◆最寄りの消費生活センターへ相談してみる。
- ◆これ以上電話番号等の個人的な情報は知らせない。
- ◆自分から連絡をとらない。
- ◆証拠は保管。
- ◆警察へ届け出る。

※ 何度もメールで架空請求が届くような場合は・・・

プロバイダの迷惑メールに関する情報を確認したり、携帯電話会社の「迷惑メール撃退サービス」を利用したりしてブロックしましょう。

～被害に遭った場合の相談窓口～

・国民生活センター Tel: 03-3446-1623

→ 受付時間:月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00

・福岡県消費生活センター Tel:092-632-0999

→ 受付時間:月～金曜日 9:00～16:30

日曜日 10:00～16:00

・太宰府市消費生活センター Tel:092-921-2121

→ 受付時間:月～金曜日 9:30～16:00

⚠ 盗聴・盗撮

以前は国家や企業、組織等の秘密情報、芸能人が主なターゲットであった盗聴・盗撮は、専門的な電器店に行けば盗聴・盗撮機器を簡単かつ安価に購入できるようになってきたため、最近では普通の人が狙われる事例が急増しています。自分も狙われるかもしれない、自分のプライバシーは自分で守るのだという危機管理意識を持ちましょう。

盗聴や盗撮が行われている兆しの目安としては、以下のようなもの等があります。

- ・無言電話、間違い電話の増加
- ・電話で通話中の雑音及び急な音量の低下
- ・突然テレビ画像が乱れる。
- ・自宅周辺に怪しいイヤホンをした人がいる。
- ・ぬいぐるみ、壁掛け時計等を定期的にもらう。
- ・誰かが侵入した形跡があるにもかかわらず何もとられていない。

対策

- ◆盗撮・盗聴感知器(安いものは1万円前後)を購入し、定期的に点検する。
- ◆専門の業者へ依頼する。
- ◆盗聴防止機器を購入し盗聴を妨害する。
- ◆送り主のわからない贈り物はもらわない。(ぬいぐるみ、人形、等)
- ◆盗聴器はコンセント(壁の中)や固定電話機の中にセットされていたり、色々なところに仕掛けられていたりする場合があります。

⚠ 闇バイト

近年、「闇バイト」による若者の犯罪行為が大きな問題となっています。「闇バイト」は、SNSなどのインターネットの掲示板を通じて仕事の内容を明らかにせず高額な報酬を示唆するなどして募集され、申込者に対して強盗や詐欺等の犯罪実行役を強要するものです。

「書類を受け取るだけ」「高額バイト」「即日入金」「ホワイト案件」等の内容で、簡単な仕事内容にもかかわらず高額な給与を提示されている求人情報には、注意してください。

また、募集情報に「受け子」「出し子」「闇バイト」等の隠語が使用されていたり、匿名性の高いアプリケーションでの連絡が求められたりする場合は犯罪に関わる危険性が大です。

怪しいと思ったときは、家族や周りの大人、警察に相談し、犯罪に加担しないようにしましょう。

～闇バイトの相談窓口～

「これは犯罪なの？」と悩んでいたら

・警察相談専用電話

#9110(全国共通)携帯電話可

犯罪等で困っていたら

・福岡県 中央少年サポートセンター少年相談案内 Tel: 092-588-7830

# 6. 就職・進学支援

## ◆就職・進学

就職や進学は2年間の学生生活の成果が結果として反映されます。したがって、1年次から学修はもちろん、学生生活における規律やマナーを習慣づけることと同時に、自分の将来の目標を意識した学生生活を送ることが大切です。

### 1. 進路支援

本学では、各学科の先生方と学務課が協力し、学生の皆さんの就職や進学に向けた活動をサポートしています。また、各キャリア支援室を設置し、学生の皆さんが積極的に卒業後の進路に向けた取り組みが行えるよう支援体制を整えています。

### 2. 学務課・キャリア支援室でできること

#### (1) 就職活動の支援

求人情報や説明会情報、過去の先輩方が受験した企業・園他の採用試験情報の提供、履歴書・エントリーシートの添削、模擬面接を実施しています。また、キャリア支援室内の掲示板には「進路の方向性ごとの面接想定質問集」、「就職活動上のマナー集」も設置されていますので活用してください。なお、求人情報は学内ポータルでも閲覧できます。

#### (2) 進学支援

本学に送付されてきた編入学案内の閲覧、過去の先輩方が受験した四年制大学の面接試験情報の提供のほか、応募書類の添削、模擬面接を実施しています。

#### (3) 個別相談

学生の皆さんの進路(就職・進学)に関する悩みや相談には学科の先生方が対応しています。もちろん、学務課スタッフに相談することもできます。

#### (4) パソコンでの情報検索

キャリア支援室には4台のパソコンが設置されており、企業・園検索やエントリー、就職サイトの閲覧他に活用されています。

#### (5) 就職関連書籍の閲覧やDVDの視聴

キャリア支援室内の書架には就職活動の筆記試験対策、面接対策などの書籍が揃っています。また、面接選考のポイントが理解できるDVDもよく活用されています。

### 3. 学務課からの情報発信

学務課からの情報発信は「掲示板」「学内ポータル」「学内メール」を利用しています。学生の皆さんは様々な情報を自分の責任において収集していく責任があります。学務課に限らず、大学からの情報は必ず確認するようにしてください。

### 4. 進路支援に関するルール

#### (1) 進路希望の登録

卒業後の進路希望の有無にかかわらず、全員に提出を求めている重要な登録です。特に就職活動で本学の支援を受けるためには必ず登録が必要です。

なお、記載された内容については、以下の目的で使用します。

- ・進路支援に伴う、進路相談、職業紹介、進路関係イベント案内他の実施および連絡のため
- ・進路決定状況の管理に伴う諸連絡のため
- ・卒業後の状況調査やアンケートの実施および、卒業生に向けた各種案内や協力依頼のため

## (2) 受験報告書の提出

企業や園の採用試験、また、大学の編入学試験等を受験した方に、無記名で試験内容の記入をお願いする書類です。この受験報告書は後輩の採用試験の準備や対策に活用されています。

## (3) 進路報告書の提出

就職先からの内定、進学先からの合格など進路が決定した際に提出する書類です。卒業後の進路結果にかかわらず全員に提出していただきます。

## 5. 資格取得支援

秘書技能検定試験、漢字能力検定試験は、受験希望者が一定数に達した場合には本学で受検できます。詳細は「掲示板」「学内ポータル」「学内メール」で確認してください。

## 6. キャリア関係授業、正課外講座・セミナー他

本学では、1年次に必修授業でキャリア関連科目を開講しています。また、授業以外では学科が主催する正課外の進路支援セミナーを実施しています。詳細は「掲示板」「学内ポータル」「学内メール」で確認してください。

### 【前年度例】

区分	名称	内容
正課(選択)	キャリア演習	基礎学力の向上およびビジネス実務に関する知識と活用を学習
正課外	進路オリエンテーション、編入学ガイダンス、面接対策講座、その他 ※ 実施プログラムは毎年変更されます。	

# 7. その他

## ◆九州国立博物館キャンパスメンバーズ

本学は「九州国立博物館キャンパスメンバーズ」に加盟しており、学生の皆さんは学生証を提示することで九州国立博物館において以下の特典が受けられます。

これを機会に、日本国内に5カ所のみ設置されている国立博物館で文化財の鑑賞を楽しんでみてはいかがでしょうか？

- 九州国立博物館文化交流展(常設展)の無料観覧
  - 九州国立博物館特別展の割引観覧
  - 九州国立博物館メンバーズプレミアムパスの割引購入
  - 九州国立博物館のレストラン、カフェ、ミュージアムショップの割引利用 他
- ※ 上記特典内容については状況等により変更することがあります。

